

令和7年12月吉日

お客様各位

新潟大栄信用組合

手形・小切手機能の全面的な電子化（紙の手形・小切手の廃止）
に向けた取組みについて

平素より新潟大栄信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当組合は、政府・産業界・金融界が連携して進めている「手形・小切手の全面的な電子化」に向け、紙媒体からデジタル決済への移行を段階的に進めてまいります。
つきましては、下記のとおり手形・小切手に関するお取扱いを終了いたしますので、お知らせ申し上げます。
お客様にはご不便をおかけする場合もございますが、今後もより良いサービス提供に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 背景

政府は令和3年6月の「成長戦略実行計画」において、「5年後の約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化」を掲げました。これを受け、全国銀行協会では「令和9年3月末までに電子交換所での手形・小切手交換枚数をゼロにする」ことを最終目標とした自主行動計画を策定しています。

当組合においてもこの方針に沿って、電子化への移行を進めてまいります。

2. 当組合の主な対応

(1) 令和9年4月1日以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付の停止

実施日：令和8年1月1日

令和9年4月1日以降を期日とする手形・小切手（先日付小切手を含む）について、代金取立を終了します。

(2) 手形帳・小切手帳の新規発行受付の終了

実施日：令和8年3月31日

新規発行の受付を終了します。

お手元にある手形帳・小切手帳については、同日以降もご利用いただけます。
未使用分の買戻しは行いません。

(3) 手形・小切手の発行（振出）最終期限の設定

実施日：令和8年9月30日

最終振出期限を過ぎて振り出された手形・小切手は決済されなくなります。

(4) 払戻請求書によるお支払いの取扱い開始

実施日：令和8年4月1日

手形・小切手によるお支払いの他、当組合所定の払戻請求書によるお支払いを可能とします。

(5) 電子的な決済手段への移行のお願い

電子記録債権（でんさいサービス、でんさいライトサービス）、インターネットバンキングなどの電子的決済手段への移行をご検討ください。

電子化に関するご不安やご相談につきましては、お取引店窓口へお気軽にお問い合わせください。

以上

